

○岡山県警察私有車両公務使用規程

(平成 9 年 3 月 12 日警察訓令第 7 号)

改正 平成 10 年 2 月 23 日警察訓令第 6 号 平成 12 年 3 月 2 日警察訓令第 3 号
平成 25 年 9 月 10 日警察訓令第 22 号 平成 29 年 12 月 12 日警察訓令第 37 号
令和 4 年 7 月 20 日警察訓令第 30 号 令和 5 年 9 月 28 日警察訓令第 52 号

岡山県警察私有車両公務使用規程を次のように定める。

岡山県警察私有車両公務使用規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、岡山県警察の職員(以下「職員」という。)の私有車両を公務に使用する場合の基準、手続等について、必要な事項を定めるものとする。

(私有車両の定義)

第 2 条 この規程において、「私有車両」とは、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 2 条に定める自動車又は原動機付自転車であつて、自動車検査証、保険証券等に記載されている使用者、保険契約者等の名義が職員本人又はその配偶者若しくは父母のいずれかであるものをいう。

(公用車使用の原則)

第 3 条 公務においては緊急用務その他職務の遂行上やむを得ない場合を除き、原則として岡山県警察に所属する車両(借上車両を含む。以下「公用車」という。)を使用し、私有車両の公務使用についてはその濫用を避けなければならない。

(使用責任者)

第 4 条 私有車両の公務使用について管理の万全を期すため、各所属に使用責任者を置き、警察本部各課・隊・所及び警察学校並びに警察署の長をもって充てる。

(使用手続)

第 5 条 職員は、私有車両を公務に使用しようとするときは、その都度、私用車両の使用に係る旅費の支給に関するシステム(以下「システム」という。)に入力し、使用責任者の承認を受けなければならない。

2 職員は、前項に定める承認を受けるいとまがない場合には、口頭による承認を受けることができる。この場合においては、当該公務の終了後速やかにシステムに入力し、承認を受けなければならない。

3 職員は、私有車両の公務使用が終了したときは、当該使用に係る走行距離をシステムに入力の上、私有車両公務使用報告書(様式)を所属の旅費担当者に提出しなければならない。

(使用承認の基準)

第 6 条 使用責任者は、公用車がない場合又は公用車を使用することが困難な場合であって、公共交通機関の利用では公務能率が著しく低下すると認められるときは、前条に規定する手続により、私有車両を公務に使用することを承認することができる。

2 使用責任者は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると認めた場合は、承認をすることができない。

(1) 私有車両公務使用承認申請をした職員の心身の状態が運転に不適當な場合

(2) 私有車両公務使用承認申請をした職員以外の者が運転する場合

(3) 私有車両公務使用承認申請をした職員が、岡山県警察車両運転管理規程(平成 2 年岡山県警察訓令第 6 号)第 6 条に規定する運転技能検定に合格していないものであり、四輪車を使用しようとする場合

3 私有車両の任意自動車保険は、被保険者が職員本人又はその配偶者若しくは父母のいずれかであって職員本人が運転した場合に保険金の支払を受けることができる契約内容であるものとし、次に掲げる基準以上のものでなければならない。

(1) 自動二輪車以外の自動車

ア 対人 1 億円

イ 対物 500 万円

ウ 搭乗者傷害(車両の搭乗者が死傷した場合に補償されるもの) 1,000 万円

(2) 自動二輪車

ア 対人 5,000 万円

イ 対物 200 万円

(3) 原動機付自転車

ア 対人 3,000 万円

イ 対物 100 万円

(費用の負担)

第 7 条 公務に使用することが承認された私有車両(以下「公用私有車両」という。)の公務使用に係る燃料費、保険料、修繕費等一切の費用は職員が負担するものとする。

(損害賠償等)

第 8 条 職員が、公用私有車両を運行中に交通事故を起こし、第三者に損害を与えた場合における損害賠償については、公用車を使用した場合に準じて措置するものとする。

2 前項の損害賠償は、当該職員が加入している自動車損害賠償保障法(昭和 30 年法律第 97 号)第 5 条に規定する責任保険若しくは責任共済又は任意自動車保険に係る保険金等を充当することとし、損害賠償金額が保険金等の額を超える場合は、その超える金額を公費で負担するものとする。

3 前項に規定する以外の一切の費用(保険会社の免責額、保険利用に伴う次回以降の保険料増加額、当該私有車両の修理代等を含む。)は、当該職員がこれを負担するものとする。

附 則

この訓令は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年 2 月 23 日警察訓令第 6 号)

この訓令は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 2 日警察訓令第 3 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 9 月 10 日警察訓令第 22 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年 12 月 12 日警察訓令第 37 号)

この訓令は、平成 30 年 1 月 4 日から施行する。

附 則(令和 4 年 7 月 20 日警察訓令第 30 号)

この訓令は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 9 月 28 日警察訓令第 52 号)

この訓令は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。